

令和3年5月11日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市立小・中学校における緊急事態宣言期間中の対応について(お知らせ)

令和3年5月7日(金)に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、大阪狭山市立小・中学校では、緊急事態宣言期間の延長に伴い、令和3年5月11日(火)～5月31日(月)の教育活動を下記のとおりといたしますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この「お知らせ」は令和3年5月7日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

記

■緊急事態宣言の延長に伴う大阪狭山市立小・中学校の対応について

緊急事態宣言の延長に伴う大阪狭山市立小・中学校の対応については、令和3年4月27日付「お知らせ」で通知した緊急事態宣言期間中の対応の内容から変更はありません。

■保護者の皆様へお願い

・児童生徒や同居の家族が新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合や、濃厚接触者に特定された場合、またPCR検査等を受検することになった場合は、必ず学校までご連絡ください。(念のため、PCR検査等を受検するような場合でもお知らせください。)

1. 授業について

・緊急事態宣言期間においても、分散登校・短縮授業は行わず、引き続き3密の回避やマスクの着用、こまめな手洗いや清掃・消毒等の感染症防止対策を講じた上で、1教室40人の通常形態で教育活動を継続します。ただし、下記の感染リスクの高い教育活動については実施しません。

【制限する教育活動等】

・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等はいけません。

(例) 音楽:室内で児童生徒が近距離で行う合唱

体育:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

家庭:児童生徒同士が近距離で活動する調理実習

2. 校外学習及び修学旅行等、移動を伴う教育活動について

- ・中止または延期します。

3. 中学校における部活動について

- ・上記期間中の部活動は、原則休止します。

4. 放課後児童会の対応について

- ・小学校における教育活動が継続される状況を踏まえ、引き続き感染症対策を講じた上で、通常どおり開設する予定ですが、各ご家庭で保育が可能な日はご自宅等で過ごす時間の確保にも最大限ご協力をお願いいたします。